

# 災害に強いまちづくりを進めます

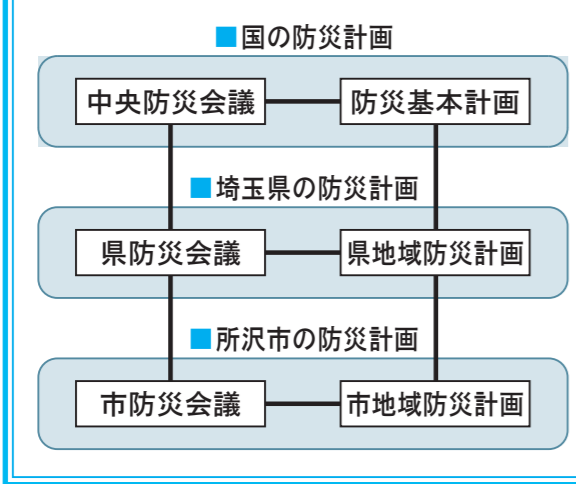
## ◆市・県・防災関係機関・事業所・市民の連携◆



### ◆事業所・企業の役割◆

- ①建築物の不燃化・耐震化、施設の安全性強化
- ②防災体制の整備、自衛消防組織の設置、防災訓練の実施
- ③災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定
- ④防災活動推進のための地域との連携強化

### 国・県・市の防災計画の体系



### 災害への備えと安全・安心なまちづくりを目指して

市長 当麻よし子



所沢市では、近年の災害の教訓や、制度の創設・改正等に伴い、埼玉県地域防災計画の見直しが行われたことから、所沢市地域防災計画についても全般的な見直しを行いました。災害時に迅速かつ適切な救助活動、被災者の支援等が実施できるよう、防災体制の充実を図り、防災拠点や資機材の整備による機動力の増強を推進するとともに、大規模な被害が予想される災害を想定した総合防災訓練を関係機関と連携して実施することなどを通じて、災害応急対応力の強化を図っています。

地震や台風など自然災害は思わぬときにやってきます。災害をなくすことはできませんが、被害を少しでも減らすことは今からでも取り組むことができます。皆様一人ひとりが日ごろから災害への備えをすることによって、尊い命が一人でも多く救われることにつながっていきます。

そのためには、防災教育や防災訓練の充実が必要であり、市民の皆様にも防災訓練に積極的に参加していただくなど、一人ひとりの防災意識をさらに高めていただくとともに、地域の自主防災組織や消防団、企業なども含めた多様な主体の連携により地域の防災力を強化していくことも重要です。特に、高齢者や障害児者など災害時要援護者の安全な避難のための体制整備は、地域全体で対応していただく必要があります。

市民の皆様には、まず、ご家庭内のできる災害の予防に取り組んでいただき、こうした身近な取り組みが、ご自身やご家族を災害から守ることにつながります。市民の皆様にとって安全・安心なまちづくりを進めるため、災害予防の取り組みについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆地震被害の想定◆

市の区域に最も被害をもたらすと考えられる立川断層地震(マグニチュード7.4/最大震度6.4)発生の際の地震被害(下表)を想定し、現段階で取りうる対策を計画に掲載しています。

物的被害	建築物	木造	全壊1,272棟 半壊7,506棟
	焼失危険予測	冬18時に地震発生(風速8%)	2,725棟
人的被害	死者数	冬18時に地震発生	119人
	負傷者数	冬18時に地震発生	1,525人

- ご家庭での安全対策
  - L字金具や転倒防止シートを使用
  - 家具の転倒を防ぎましょう
  - 窓ガラスや食器棚のガラスに飛散防止シートを張っておきましょう
  - 通路や出入口に荷物を置かないようにしましょう
- 非常持ち出し品の準備
  - 飲料水や非常食、懐中電灯、携帯ラジオ等の非常持ち出し品を一つにまとめるすぐ出せる場所に保管しておきましょう
  - 「こんなものも必要です」
    - 赤ちゃんがいる場合…粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつなど
    - 障害をおもちの方…医療用器具、薬など
    - お年寄りがいる場合…入れ歯、補聴器、大人用紙おむつ、薬など

### ◆災害の予防と災害時の対応◆

- 災害時の家族の安否確認
  - 大規模災害発生時などに携帯電話各社(N.T.T.・au・ソフトバンク)は、災害用伝言サービスを提供します。被災地の人の安否確認を伝言板に登録でき、登録された伝言は、同じ会社の携帯電話はもちろん、他社の携帯電話やPH.S、パソコンからも確認できます
  - 情報収集
    - 災害が起きた時、何も情報がないことで、パニックに陥りがちです。そのため、携帯ラジオは必需品となります
    - 「災害情報メールの配信」
      - 市では、平成21年1月から災害情報メールを提供しています。この災害情報メールは、携帯電話・パソコンのメールアドレスを事前に登録していただき、災害が起きた時や起きる可能性が高まった時に災害情報を提供します。

#### 計画の構成

所沢市地域防災計画は、震災対策編(風水害・事故対策編)資料編の3編で構成され、具体的な対策(▼予防対策▼応急対策▼復旧対策など)をそれぞれ(資料編を除く)策定しています。所沢市における、災害に対処するための基本計画となるものです。

同計画は、市役所4階危機管理課・市ホームページでご覧になれるほか、今後、同計画の概要を掲載しています。

#### 計画の基本方針

この計画は、地域の防災に関し、市・県・国およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防・災害応急対策・災害復旧およびその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的な防災行政の整備および推進を図るものです。

#### 計画の目的

市の地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、国の防災基本計画や県の地域防災計画とも連携して、所沢市の防災に関し行う事務や業務の基本的なことを定め、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的として策定しています。

#### 要版を作成する予定です

- 震災対策編
  - 建物倒壊や避難に関する事など、地震災害の対策を予防対策・応急対策・復旧対策に分けて示しています
- 風水害・事故対策編
  - 道路冠水などの風水害と、航空機事故などの事故災害の対策を予防対策・応急対策・復旧対策に分けて示しています
- 資料編
  - 防災に関する各種資料などを掲載しています

市では、災害に対する備えや、万一災害が発生した場合の対応などを取りまとめた「所沢市地域防災計画」の改訂を行いました。市民や企業、防災関係機関の協力を得て、総合的な防災施策の展開を図り、災害に強いまちづくりを進めています。

近年の災害の教訓や、制度の創設・改正等に伴い、埼玉県地域防災計画の見直しが行われたことから、当市においても全般的な見直しを行いました。所沢市地域防災計画についてお知らせします。

※問い合わせ 危機管理課(☎2998-9399・FAX2998-9042)

### ◆市民の皆さんの役割◆



- 自分の身は自分で守る
  - 飲料水・食料等の備蓄、防災知識・技術の習得、危険回避のための自主避難、災害情報の収集等
- みんなのまちはみんなで守る
  - 自主防災組織の結成、活動の参加・推進
- 地域防災力の向上
  - 地域ぐるみで防災体制づくり、防災訓練への参加、相互協力体制の推進



### ●災害時要援護者の支援●

現在、市では、予防対策の一環として、災害時に一人では避難が難しい方が、あらかじめ市に登録した地域住民の方に前もって情報を提供しておくことで、いざという時に地域の皆さんに支援していただく事業を進めています。

支援対象者 ▶おむね65歳以上の方 ▶身体障害者 ▶知的障害者 ▶精神障害者 ▶乳幼児・児童 ▶妊産婦 ▶外国籍住民 ▶その他支援を希望する方

◎詳細および登録を希望される方は、市役所4階危機管理課(☎2998-9399・FAX2998-9042)へお問い合わせください。



登録受付中

# 市民の生命・身体・財産を災害から守るために『所沢市地域防災計画』